「限定保証書」

2018 年 11 月 23 日-リニア

ジンコソーラージャパン株式会社(「Jinko」という)は、2018 年 11 月 23 日当日及びそれ以降に締結した「製品販売契約」に基づいて納品した PV 製品(「モジュール」という)について、Jinko はモジュールの買主及びその確認を受けた買主の継承者及び譲受者(「顧客」という)に対し、本「限定保証書」(「限定保証書」という)の規定に基づいて製品品質保証を提供します。Jinko と顧客を以下単独では「一方」、併せては「双方」といいます。

1. 保証開始日。保証開始日は以下の二つの期日の中、先に到来した日から起算します。直接買主にモジュールを納品した日、或いはモジュール製造日(製造日はモジュールのシリアル番号上でシリアル番号左側から始まる 7 番目～12 番目の桁において「年年月月日日」として表示している日時を基準とする)から起算して 180 日目(「保証開始日」という)。

2. 製品限定保証。Jinko はモジュール及びその付属する DC コネクター及びケーブル(ある場合)が保証開始日から起算した 120 ヶ月以内に設計、材料又は技術上のモジュール性能に影響する重大欠陥を生じないことを保証します(「製品限定保証」という)。重大欠陥には正常な摩損は含みません。

3.出力限定保証。Jinko は、下記の各製品につき、下記の一定期間におけるモジュールの年間出力低下率が、下記の範囲を超えないことを保証します(「出力限定保証」という)。

(A). イーグル/チータ・シリーズ:

(a)多結晶モジュールについて:

(i)保証開始日からの 1 年間:2.5%

(ii) 2 年目以降 25 年目まで:0.7%

即ち保証開始日から 25 年間はモジュールの実測出力は公称出力の 80.7%を下回らない。

(b) 単結晶モジュールについて

(i)保証開始日からの 1 年間:3.0%。

(ii)2 年目以降 25 年目まで:0.7%。

即ち保証開始日から 25 年間はモジュールの実測出力は公称出力の 80.2%を下回らない。

(B). イーグル/チータ・両面ガラス・シリーズ:

(a)両面ガラス多結晶・モジュールについて:

(i) 保証開始日からの 1 年間:2.5%

(ii) 2 年目以降 30 年目まで:0.5%

即ち保証開始日から 30 年間はモジュールの実測出力は公称出力の 83.0%を下回らない。

(b) 両面ガラス単結晶・モジュールについて:

(i) 保証開始日からの 1 年間:3. 0%

(ii) 2 年目以降 30 年目まで:0.5%

即ち保証開始日から 30 年間はモジュールの実測出力は公称出力の 82.5%を下回らない。

(C). イーグル/チータ・両面発電シリーズ:

P 型・両面発電モジュールについて:

(i) 保証開始日からの 1 年間:3.0%

(ii) 2 年目以降 30 年目まで:0.5%

即ち保証開始日から 30 年間はモジュールの実測出力は公称出力の 82.5%を下回らない。

本「限定保証書」のこれと異なる定めにもかかわらず、イーグル・両面発電シリーズのモジュールに関する出力限定保証は当該モジュールの表面の出力のみに適用される。

4.「公称出力（PO_0）」とは、モジュールの銘板ラベルに「ワット」単位で表示されたモジュール出力を指し、公称出力にはモジュールに実際に生じると思われる誤差は含まれない。「実測出力」とは、モジュールが STC 下において、保証開始日以降のある時点（t）で測定誤差を除いた後のピーク出力を指す。「STC」とは、(a)光スペクトル：AM1.5、(b)日射強度：1,000W/㎡、(c)直角方向からの日射、セル温度摂氏 25 度、且つ測定が IEC61215 に従い実施されることを指します。「出力低下率」の計算公式は以下のとおりとなります。

$$DR = 1.00 – [(PO_t) / (PO_0)]$$

5. 賠償請求。顧客はその賠償請求について立証責任を負うものとします。顧客がモジュールは製品限定保証又は出力限定保証の要求（まとめて「品質保証」という）に合致しないと判断した場合、顧客は速やかに且つ当該状況を把握した日から 30 日以内に通知を出し Jinko に告知するものとします。当該通知には以下の情報を含むものとします。(a)賠償請求者、(b)詳細状況の説明、(c)写真又はデータを含む証明資料、(d)モジュールのシリアル番号、(e)保証開始日、(f)モジュールの型式番号、(g)モジュールの所在地、(h)Jinko が提供を求めるその他の追加証明資料、及び(i)Jinko の要求がある場合、品質保証の要求に合致しないモジュールの提供。前述の規定にかかわらず、Jinko は自ら決定し、書面にて顧客へ通知した上で、顧客が申告したモジュールの品質保証への違反状況を TÜV Rheinland、TÜV SUD 或いは Jinko と顧客が認めるその他の中立第三者検査測定機関に提出して鑑定を行うことができ、双方は不合理に拒絶し又はその他の中立第三者検査（機関「独立検査機関」という）の認可を遅らせてはなりません。独立検査機関が本条で定めるテストに用いるテスト設備の出力測定誤差はテスト実施前に書面にて双方へ告知するものとし、且つ当該測定誤差は独立検査機関が発行する最終テスト結果に記載されるものとします。独立検査機関の下したモジュールが品質保証要求に合致するかについての結論は検査事項に関する最後の最終的な決定と見なされます。Jinko は本条（i）号に基づき生じた合理的な輸送費用、及び本条に基づき発生した独立検査機関の判定費用を負担するものとし、具体的には輸送、判定、保管、保険料及び当該輸送及びテストにかかわるモジュールの損壊損失が含まれます。ただし、独立検査機関がモジュールは品質保証要求に合致していないとの結論を下さなかった場合又は顧客がモジュールは品質保証要求に合致していないと証明できない場合、顧客は通知を受けた後、速やかに前述費用及び損失の全額を Jinko へ補填するものとします。

6. 救済。品質保証要求に合致していないと確認されたモジュールについて、Jinko はモジュールの修理、交換、追加のモジュール提供による出力損失の補填を決定することができます。修理後のモジュールの搬送、前モジュールとの交換に用いる新モジュール又は追加で提供するモジュールに適用される貿易条件及び輸送先目的地は、品質保証要求に合致しなかった前モジュールと同じとし、且つ本「限定保証書」を適用するこれまでの契約の取決めと一致するものとします。Jinko は第 5 条の規定に基づき受領した交換済みのモジュールについて所有権を有します。本条に基づく追加モジュールの提供及び修理、交換義務の履行にかかわる全ての輸送費用は Jinko が負担します。追加又は交換するモジュールは前モジュールと同一の型式番号及び外観を備え、電気的性能は互換性を持つものとし、且つ出力は、前モジュールが第 3 条の出力低下率に基づいて、追加モジュールの提供時又は新モジュールの交換時に具備するべき実質出力を下回らないものとします。Jinko がその際に前述の規定に合致するモジュールを提供できない場合、本条に基づき追加提供又は交換を行うモジュールはできる限り前述の基準に近づけるものとします。Jinko が本条の規定に基づき修理、交換又は追加モジュールの提供を行う場合、品質保証期間の新規起算又は品質保証期間の延長は行わないものとします。

7. 除外状況。本「限定保証書」は下記状況に該当するモジュールには適用されません。(a)Jinko の書面による承諾なく又は Jinko の書面指示に従わずに無断でモジュールの変更、修理或いは改造を行った場合、(b)購入したモジュール或いは Jinko が交換した新モジュールを受領設置した後、改めてモジュールを元の設置場所とは異なるその他の場所へ移動又は再設置した場合、(c)Jinko に起因しない保管、輸送、運搬、

設置、応用、使用又はサービスの提供過程における誤用、乱用、不注意、事故等の状況があった場合、(d)不可抗力、電力サージ、落雷、水害、火災、故意の破損、改ざん、事故による破損或いはその他の Jinko の制御を超えた状況が発生し、モジュールが損壊した場合、(e) 移動可のプラットフォームに設置されている場合（単軸或いは双軸の追尾型設備上ではない）又は海洋環境に露出している場合、(f)腐食性物質或いは塩水との直接接触、虫害、或いは PV システムの部品に故障が生じた場合、又は(g)モジュール製造当日に www.jinkosolar.com 上で公布されている Jinko 取付説明書に従って設置しなかった場合。また、モジュール上の型式番号及びシリアル番号を表示した銘板ラベルが無断変更、除去或いは識別不能となっている場合、本「限定保証書」は適用されません。Jinko がモジュール代金の全額を受領していない場合、本「限定保証書」は適用されません。

8. 通知。本「限定保証書」におけるいずれの通知も書面にて出されるものとします。郵便方式及びファクシミリ方式で送る通知はモジュールが初めに設置された場所に最も近い Jinko 事務所宛に送るものとし、Jinko 各事務所の住所情報については www.jinkosolar.com/contact.html をご参照ください。電子メール方式で送る通知は cs@jinkosolar.com までお送りください。Jinko から要望があった場合、顧客は速やかにその連絡情報を提供するものとします。疑義を避けるため、電子メール方式で送る通知だけでは本条で求める適切な通知とはなりません。

9. 責任の制限。本「限定保証書」のその他の条項における相反する規定の存在にかかわらず、本「限定保証書」に明記された保証を除き、Jinko はモジュールについてその他の如何なる明示的或いは黙示的な担保及び保証を提供するものではなく、且つ Jinko は法定の黙示的担保及び保証を承諾せず、これらの黙示的担保及び保証にはモジュール性能、市場性或いは特定目的への適用に関する黙示的担保及び習慣或いは慣例との一致性に関する黙示的担保等が含まれます。本「限定保証書」で提供される救済措置は顧客が品質保証に合致しなかったモジュールについて享受できる唯一且つ排他的な救済措置となります。如何なる状況においても、Jinko はモジュールの性能分析、検査、診断、移動及び通関作業について責任を負わず、輸入関税、輸出関税、その他の税金、再設置に伴う費用、特別損失、間接損失、偶然損失、罰金、及び如何なる性質の懲罰的賠償金或いは付随損失も負わないものとし、それには利用価値の喪失に起因して生じた損失と損害、利潤と利益損失、利息費用（本「限定保証書」で Jinko が負担すると明確に規定されている場合は除く）、担保会社が提供する担保限度額の引下げに伴う損失、資本コスト損失或いは顧客の賠償請求損失等を含み、これらの損失が法律の規定或いはその他の取決めに基づく違約責任、権利侵害責任（過失を含む）或いは厳格な責任に起因して生じたものであるかを問わない。本「限定保証書」に明確な規定がある場合を除き、Jinko は人身傷害或いは財産の損失と損害に関する賠償責任を負わないものとし、その他の「限定保証書」とかかわる損失又は損害に関する如何なる賠償責任も負わないものとします。

10. 譲渡性。本「限定保証書」のその他の条項における相反する規定の存在にかかわらず、本「限定保証書」は顧客の独立且つ排他的な救済であり、第三者受益者は存在しません。ただし、Jinko がモジュール代金全額を受領した上、書面による通知を受けた状況においては、本「限定保証書」は第三者個人或いは組織へ譲渡できるものとします。「限定保証書」の譲渡は全部譲渡でなければならず、一部譲渡は行えません。Jinko の要求があった場合、譲渡の前提として、承認を受けた「限定保証書」の譲受者は協議書を締結して「限定保証書」の内容を確認するものとします。

11. 法律及び紛争解決。本「限定保証書」にかかわる如何なる紛争（「限定保証書」の存続、効力、違反或いは終了にかかわる紛争を含むが、これらに限らない）も、元の買主が Jinko と締結した契約で取り決めた準拠法及び紛争解決手順に基づき解決するものとします。顧客が Jinko に対し本「限定保証」における義務の履行を求めた場合、Jinko は、本「限定保証書」における義務を履行する前提として、顧客に対し補充協議の署名を求めることで、本条条項に当該顧客に対する効力を持たせることができるものとします。

12. 統合条項。本「限定保証書」の内容は双方の本「限定保証書」におけるあらゆる事項に関する全ての協議であり、以前或いは同時に発生した口頭又は書面による本「限定保証書」の内容に関する討論、理解及び協議の全てに代替するものとします。

13. 条項の分離独立性。「限定保証書」の一つ或いは複数の条項が準拠法に基づき実施不能である場合、双方は当該条項について友好的な協議を行うことに同意するものとします。双方が当該条項の代替条項について合意を得られなかった場合は、(a)「限定保証書」中から当該条項を削除する、(b)「限定保証書」におけるその他の条項の解釈について削除された条項を考慮しない、(c)「限定保証書」のその他の条項に関する実行性は影響を受けないものとした上、これまでの内容に基づき実施するものとします。

14. その他の取決め。本「限定保証書」は、Jinko と顧客の間で締結した契約を基本及び前提としており、且つ双方は契約を通じて「限定保証書」中の条項を修正することができます。Jinko はいずれの時点でも本「限定保証書」を修正又は廃止する権利を保留するものとし、当該修正又は更新については通知を必要としないものとします。

15. 本「限定保証書」は多言語に翻訳されますが、最終は英語版（www.jinkosolar.com/download_127.html?lan=en ）の記載内容に準じます。

【「限定保証書」終わり】